

スポーツ振興事業補助金交付要領

この要領は、スポーツ振興事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第15条に基づき、交付に関し必要な事項を定める。

1 競技水準向上事業

(1) 選手育成事業

ア 事業の内容

全国大会等出場レベルの選手の育成を図るため、補助対象団体が行うジュニア層を始めとする競技水準向上のために実施する日常練習や強化合宿（練習）等に要する経費の一部を補助する。

イ 補助対象者

補助対象者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (ア) 補助対象団体が推薦する将来的に全国大会等で活躍が期待できる個人（以下「育成指定選手」という。）で、この法人が指定（専門委員会で審議、決定）した者
- (イ) 補助対象団体が推薦する将来的に全国大会等で活躍が期待できる団体（以下「育成指定チーム」という。）で、この法人が指定（専門委員会で審議、決定）した団体
- (ウ) 上記ア、イの指導者（以下「育成認定指導者」という。）で、この法人が認定（専門委員会で審議、決定）した者
- (エ) 育成指定選手及び育成指定チームの推薦に当たっては、過去の実績及び前年の成績等を踏まえ推薦するものとする。
- (オ) 育成指定選手は、長野市内に在住、在勤、又は在学する人とする。
- (カ) 育成指定チームは、長野市内の学校及び市内に在住、在勤、又は在学する人により構成された団体等とする。
- (キ) 中学生の選定にあたっては、長野県中学校体育連盟と協議の上、決定されたいこと。

ウ 補助対象事業

補助対象事業は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (ア) 補助対象団体の管理の下に計画的に実施されることが保障される強化合宿（練習）、記録会、対外試合及び日常練習等
- (イ) 参加者は、全員「スポーツ等保険」に加入すること。
- (ウ) 参加者は、事前に健康診断を受ける等、健康・安全に配慮すること。
- (エ) 中学生以下の強化合宿（練習）等の開催地は、原則、県内とし、長期休業又は連休等を利用して実施すること。

(2) 指導者等育成事業

ア 事業の内容

優秀な指導者等を養成するため、日本スポーツ協会及び補助対象団体公認のスポーツ指導者資格及び審判員資格取得に要する経費及びスキルアップ研修会等への参加に要する経費の一部を補助する。

イ 補助対象者・補助対象事業

補助対象者及び補助対象事業は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (ア) 補助対象団体の会員である者
- (イ) 参加又は派遣先は、原則として国内とする。

(3) 優秀選手・指導者等招へい事業

ア 事業の内容

競技水準の向上及びスポーツの普及を図るため、国際大会や全国大会への出場経験を持つ優れた選手、チーム又は指導者等による実技指導、模範演技及び交流試合等の開催に要する経費の一部を補助する。

イ 補助対象者・補助対象事業

補助対象者及び補助対象事業は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (ア) 補助対象団体の会員、長野市内に在住、在勤、又は在学する人を対象にした事業であること。
- (イ) 参加者は、全員「スポーツ等保険」に加入すること。
- (ウ) 招へい者は、スポーツの国際大会又は全国大会への出場経験を持つ優れた選手・チーム又はスポーツ指導者等とすること。
- (エ) 実技指導、模範演技及び交流試合等を行うこと。
- (オ) 実技指導は必ずとり入れること。

(4) 選手強化競技用具整備事業

ア 事業の内容

補助対象団体が推進する競技水準の向上事業等において、必要な競技用機械器具の購入に要する経費の一部を補助する。

イ 補助対象事業

競技用機械器具は、競技者の競技能力向上に資するために用いる競技用具その他のもので、補助対象団体が所有するものとする。

(5) 市民スポーツイベント開催事業

ア 事業の内容

市民のスポーツ活動を奨励し、スポーツの普及及び選手育成を図ることを目的とした、各種スポーツイベントの開催に要する経費の一部を補助する。

イ 補助対象者・補助対象事業

補助対象団体が開催するスポーツイベントで、次のすべての要件に該当する。

- (ア) スポーツイベントとは、スポーツ大会、レクリエーション、交流会、フェスティバル等とし、以下の3つの区分（イベント）ごとに補助する。
 - ① ジュニアスポーツ大会（高校生以下を対象としたスポーツ大会）
 - ② マスターズスポーツ大会（シニア層を対象としたスポーツ大会）
※シニア層の年代、年齢については、各大会要項、競技規則等によるものとする。
 - ③ その他スポーツイベント
- (イ) 参加者は、原則、長野市内に在住、在勤又は在学する人とする。
- (ウ) 主催又は主管するイベントとする。
- (エ) 開催地は、原則として長野市内とする。
- (オ) 参加者は、全員「スポーツ等保険」に加入すること。

(6) 市民スポーツ教室開催事業

ア 事業の内容

市民のスポーツ活動を奨励し、各種スポーツ教室を通じスポーツ人口の増加、普及を図ることを目的に開催するスポーツ教室の開催に要する経費の一部を補助する。

イ 補助対象者・補助対象事業

補助対象団体が開催するスポーツ教室で、次のすべての要件に該当するものとする。

- (ア) 受講者は、長野市内に在住、在勤又は在学する人とし、原則、初心者であること。
- (イ) 主催又は主管する教室とする。
- (ウ) 開催時間は、20時間以上とする。
- (エ) 受講者数は、10人以上とする。
- (オ) 開催場所は、長野市内とする。
- (カ) 受講者及び講師等は、「スポーツ等保険」に加入すること。

(7) 国体県予選会補助事業

ア 事業の内容

国体に長野県代表として出場する選手の最終県予選会の開催に要する経費の一部を補助する。

イ 補助対象事業

加盟団体又は加盟団体の上部団体が長野市内の競技会場を主に開催した最終県予選会とする。

(8) 補給消耗品整備事業

ア 事業の内容

補助対象団体に対して、所要の消耗品の購入に要する経費の一部を補助する。

イ 補助対象事業

消耗品は、スポーツ人口の増加、普及に資するために用いる競技用消耗品その他のものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。